

令和4年4月改定 食物アレルギー給食対応ガイドライン の改定内容（概要）

摂津市学校給食会
アレルギー除去食検討委員会

ガイドラインの改定内容（概要）

- ① アレルギー除去対応食品
- ② 完全除去対応
- ③ 持参食の対応方法

ガイドラインの改定内容（概要）

① アレルギー除去食対応食品

（除去食・・・給食室でアレルゲンを除去したものを提供）

2品目

卵（鶏卵・うずら卵）

乳（乳・乳製品）

飲用牛乳のみ分けて対応

ガイドラインの改定内容（概要）

②完全除去対応

⇒個々の状況に合わせた段階対応をしないこと

例) 鶏卵アレルギーがある（ただし少量なら食べられる）
児童に対して

卵スープ（卵の量が多い） ⇒ 食べられない ⇒ 除去食

かき揚げ（卵の量が少ない） ⇒ 食べられる ⇒ 除去食

ガイドラインの改定内容（概要）

②完全除去対応

⇒個々の状況に合わせた段階対応をしないこと

例) 鶏卵アレルギーがある（ただし、うずら卵は食べられる）
児童に対して

卵スープ ⇒ 食べられない ⇒ 除去食

うずら卵のスープ ⇒ 食べられる ⇒ 除去食

ガイドラインの改定内容（概要）

②完全除去対応

⇒個々の状況に合わせた段階対応をしないこと

例) 乳アレルギーがある（ただし少量なら食べられる）
児童に対して

クリームシチュー（乳の量が多い） ⇒ 食べられない ⇒ 除去食

パン（乳の量が少ない） ⇒ 食べられる ⇒ 持参食

ガイドラインの改定内容(概要)

②完全除去対応

⇒個々の状況に合わせた段階対応をしないこと

例) 飲用牛乳のみ飲めない児童に対して

飲用牛乳 ⇒ 飲めない ⇒ 飲用牛乳中止
豆乳(プレーン味)またはお茶を持参

シチューなど調理に使う乳・乳製品、パン、加工品など

⇒ 食べられる ⇒ 普通食

ガイドラインの改定内容(概要)

③持参食の対応方法

⇒「卵・乳」以外のアレルギーがある場合、持参食

例) アレルゲンを含む揚げ油の再利用が不可の場合

揚げ物 ⇒ 毎回、持参食
(家庭から代替りのものを持参)

例) えびアレルギーがある児童に対して

えびの入ったかきあげ ⇒ 持参食

ガイドラインの改定内容(概要)

③持参食の対応方法

⇒「卵・乳」以外のアレルギーがある場合、持参食

例) まぐろアレルギーがある (ただし、ツナ(まぐろ油漬け缶)は食べられる) 児童に対して

まぐろの甘露煮 ⇒ 食べられない ⇒ 持参食

ツナサラダ ⇒ 食べられる ⇒ 持参食

ガイドラインの改定内容（概要）

③持参食の対応方法

給食中止 ⇒ 毎日お弁当持参

- 調理器具・食器の共用ができない
- 給食に使用する食品のコンタミネーションが不可かつ、加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）がある場合についても除去指示がある
- 学校給食で対応が困難と考えられる状況